一　法第二十三条第三項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による認定及び同条第八項の規定による認定の取消しに係るもの（鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第三条第一項の規定による許可、同法第七条第一項の規定による認可（鉄道事業法施行規則第七十一条第一項第一号に掲げるものを除く。）若しくは同法第十六条第一項の規定による認可又は同条第三項の規定による届出（同令第七十一条第一項第七号に掲げるものを除く。）に係る鉄道利便増進実施計画に係るものに限る。）

二　法第二十六条第三項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定による認定及び同条第九項の規定による認定の取消しに係るもの（軌道法第三条の規定による特許又は同法第十一条第一項の規定による認可に係る軌道利便増進実施計画に係るものに限る。）

2　法第三十一条及び第三十七条に規定する国土交通大臣の権限は、地方運輸局長（同条に規定する権限については、運輸監理部長を含む。）も行うことができる。

（書類の提出）

第四十八条　この省令の規定により地方運輸局長に提出すべき申請書又は届出書は、それぞれ当該事案の関する土地を管轄する地方運輸局長（当該事案が二以上の地方運輸局長の管轄区域（当該事案が貨物運送共同化事業に係るものである場合の近畿運輸局長の管轄区域にあっては、神戸運輸監理部長の管轄区域を除く。）にわたるときは、当該事案の主として関する土地を管轄する地方運輸局長。以下「所轄地方運輸局長」という。）に提出しなければならない。

2　この省令の規定により国土交通大臣に提出すべき申請書は、所轄地方運輸局長を経由して提出しなければならない。

3　この省令の規定により地方運輸局長に提出すべき申請書であって道路運送利便増進事業に係るものは、当該事案の関する土地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長（当該事案が運輸監理部長と運輸支局長又は二以上の運輸支局長の管轄区域にわたるときは、当該事案の主として関する土地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長）を経由して提出しなければならない。

4　この省令の規定により地方運輸局長に提出すべき申請書であって貨物運送共同化事業に係るものは、当該事案の関する土地を管轄する運輸支局長（当該事案が二以上の運輸支局長の管轄区域にわたるときは、当該事案の主として関する土地を管轄する運輸支局長）を経由して提出することができる。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、都市の低炭素化の促進に関する法律の施行の日（平成二十四年十二月四日）から施行する。

（国土交通省組織規則の一部改正）

第二条　国土交通省組織規則（平成十三年国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第二項中「第四条第一項第三十七号から第四十一号まで」を「第四条第一項第三十八号から第四十二号まで」に改める。

（地方運輸局組織規則の一部改正）

第三条　地方運輸局組織規則（平成十四年国土交通省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

第三条中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第三十二条第一項に規定する貨物運送共同化実施計画の認定に関すること。

第二十七条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　都市の低炭素化の促進に関する法律第三十二条第一項に規定する貨物運送共同化実施計画の認定に関すること。

第八十五条第一項中第四十一号を第四十二号とし、第二十五号から第四十号までを一号ずつ繰り下げ、第二十四号の次に次の一号を加える。

二十五　都市の低炭素化の促進に関する法律第三十二条第一項に規定する貨物運送共同化実施計画の認定に関すること。

第八十七条中第二十九号を第三十号とし、第十九号から第二十八号までを一号ずつ繰り下げ、第十八号の次に次の一号を加える。

十九　都市の低炭素化の促進に関する法律第三十二条第一項に規定する貨物運送共同化実施計画の認定に関すること。

第九十九条中第十七号を第十八号とし、第八号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八　都市の低炭素化の促進に関する法律第三十二条第一項に規定する貨物運送共同化実施計画の認定に関すること（物流施設対策官の所掌に属するものを除く。）。

第百一条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　都市の低炭素化の促進に関する法律第三十二条第一項に規定する貨物運送共同化実施計画の認定に関すること。

第百二十二条中第四十号を第四十一号とし、第六号から第三十九号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六　都市の低炭素化の促進に関する法律第三十二条第一項に規定する貨物運送共同化実施計画の認定に関すること。

第百二十五条第二項中第四十号を第四十一号とし、第十三号から第三十九号までを一号ずつ繰り下げ、第十二号の次に次の一号を加える。

十三　都市の低炭素化の促進に関する法律第三十二条第一項に規定する貨物運送共同化実施計画の認定に関すること。

第百二十七条第三項中「第百二十五条第二項第三十三号及び第三十九号」を「第百二十五条第二項第三十四号及び第四十号」に改める。

別表第一一の項中「第十三号」を「第十四号」に、「第三十一号から第三十五号まで及び第三十八号（第三十一号）を「第三十二号から第三十六号まで及び第三十九号（第三十二号）に、「第三十三号」を「第三十四号」に、「、第三十八号」を「、第三十九号」に改め、同表二の項中「第百二十五条第二項第三十一号及び第三十六号から第三十八号まで（第三十一号）を「第百二十五条第二項第三十二号及び第三十七号から第三十九号まで（第三十二号」に、「第三十七号及び第三十八号」を「第三十八号及び第三十九号」に、「、第三十六号から第三十八号まで」を「、第三十七号から第三十九号まで」に改め、同表三の項中「第百二十五条第二項第三十一号及び第三十六号から第三十九号まで（第三十一号」を「第百二十五条第二項第三十二号及び第三十七号から第三十九号まで（第三十二号」に、「第三十七号及び第三十八号」を「第三十八号及び第三十九号」に、「、第三十六号から第三十八号まで」を「、第三十七号から第三十九号まで」に改め、同表四の項中「第百二十五条第二項第三十三号及び第三十九号」を「第百二十五条第二項第三十四号及び第四十号」に、「第百二十五条第二項第三十三号、第三十九号」を「第百二十五条第二項第三十四号、第四十号」に改める。

別表第二一の項中「第百二十五条第二項第三十一号、第三十三号及び第三十六号から第三十九号まで（第三十一号」を「第百二十五条第二項第三十二号、第三十四号及び第三十七号から第四十号まで（第三十二号」に、「第三十八号」を「第三十九号」に、「第百二十五条第二項第三十八号」に改め、同表二の項中「第十三号」を「第十四号」に、「第三十一号から第三十五号まで及び第三十八号（第三十一号」を「第三十二号から第三十六号まで及び第三十九号（第三十二号」に、「第三十三号」を「第三十四号」に、「、第三十八号」を「、第三十九号」に改め、同表三の項中「第百二十五条第二項第三十一号、第三十三号及び第三十六号から第三十九号まで（第三十一号」を「第百二十五条第二項第三十二号、第三十四号及び第三十七号から第四十